第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第十七の改正規定中「改める」を「改め、同様式（裏面）備考4中「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改める」に改める。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第十九の改正規定中「備考」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「表面の備考の欄には、」を「規則第六十五条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合」に、「表面の備考の欄には、対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受けた者にあってはその旨」を「規則第六十五条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けた場合」に改める。

第二条第一項中「狩猟免許の種類及び狩猟をする場所の区別」を「狩猟免許の種類の別、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者であるか否かの別」に改め、「鳥獣被害防止特措法」の上に「前条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は」を加える。

（整備省令の一部改正）

第三条　整備省令の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号を削る。

附則に次の一条を加える。

（環境省鳥獣被害防止規則の一部改正）

第七条　環境省鳥獣被害防止規則の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に、「若しくは第八号」を「、第八号若しくは第九号」に改める。

第二条の見出し中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条第一項中「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に、「若しくは第八号」を「、第八号若しくは第九号」に改める。

告示

○文部科学省告示第五十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

文部科学大臣　下村　博文

別表一から別表五に掲げる家屋

別表一　長良川中流域における岐阜の文化的景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	岐阜県岐阜市元浜町三〇番地一
土蔵	一棟	同　元浜町三〇番地一
主屋	一棟	同　白木町九六番地
主屋	一棟	同　鞘屋町三八番地、三九番地
土蔵	一棟	同　鞘屋町三八番地、三九番地
主屋	一棟	同　湊町二八番地
主屋	一棟	同　湊町二九番地
土蔵	三棟	同　西材木町四一番地
茶室	一棟	同　西材木町四一番地
主屋	一棟	同　大和町七番地、八番地
土蔵	一棟	同　大和町七番地、八番地
主屋	一棟	同　長良九四番地一〇
鳥屋	一棟	同　長良九四番地一〇
水場	一棟	同　長良九四番地一〇
作業場	一棟	同　長良九四番地一〇
松小屋	一棟	同　長良一〇〇番地二
主屋	一棟	同　長良一〇〇番地七、一〇〇番地一〇
松小屋	一棟	同　長良七〇番地一
主屋	一棟	同　長良一〇〇番地一、一〇〇番地八
鳥屋兼水場	一棟	同　長良一〇〇番地一、一〇〇番地八
松小屋	一棟	同　長良一〇〇番地一、一〇〇番地八
主屋	一棟	同　長良三五番地一、三六番地
土蔵	一棟	同　長良三五番地一、三六番地
鳥屋	一棟	同　長良三五番地一、三六番地
水場	一棟	同　長良三五番地一、三六番地
四阿	一棟	同　長良三五番地一、三六番地
主屋	一棟	同　長良九四番地二
水場	一棟	同　長良五二七番地六
松小屋	一棟	同　長良五二七番地六
主屋	一棟	同　長良九四番地二の二、九四番地六
鳥屋兼水場	一棟	同　長良九四番地二の二、九四番地六
主屋	一棟	同　末広町六八番地
土蔵	一棟	同　本町一丁目三一番地、三三番地
主屋	一棟	同　本町一丁目三一番地、三三番地
門	一棟	同　本町一丁目三一番地、三三番地

別表二　東草野の山村景観

種別	員数	所在地
個人住宅	一棟	滋賀県米原市甲津原字井戸四五九番
個人付属屋	一棟	同　吉槻字岡田八五一番
個人住宅	一棟	同　吉槻字宮地一三七三番
個人付属屋	一棟	同　曲谷字上村一八七番一